

社会福祉法人平戸市社会福祉協議会

平戸市社協訪問介護田平事業所

令和6年11月1日

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人平戸市社会福祉協議会
所在地	長崎県平戸市岩の上町1466番地
電話番号	0950-22-2180
代表者	会長 宮本 照 芳
設立年月日	平成17年9月1日

2. 訪問介護事業所の概要

事業所の種類	<ul style="list-style-type: none">・ 県指定訪問介護事業所 指定番号 4270700463 号)・ 平戸市指定 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業所 (指定番号 4270700463 号)
事業の目的	要介護又は要支援、事業対象者状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供する。
事業所の名称	平戸市社協訪問介護田平事業所
事業所の所在地	長崎県平戸市田平町里免90番地
電話番号	0950-57-2223
管理者氏名	山内 厚代
事業所の運営方針について	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者の訪問介護員等は、要介護者及び要支援者、事業対象者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
開設年月	県指定 平戸市社協訪問介護田平事業所 平成17年9月1日 平戸市指定 平戸市社協訪問介護田平事業所 平成30年4月1日
事業所が行なっている他の業務	指定障害福祉サービス事業所 居宅介護 平成18年10月1日指定 長崎県 4210700128号 重度訪問介護 平成18年10月1日指定 長崎県 4210700128号 同行援護 平成23年10月1日指定 長崎県 4210700128号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 実施地域 平戸市及び松浦市全域（鷹島町、福島町を除く）

(※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	0時～24時

(3) サービス提供時間帯

月～日	通常時間帯	早朝	夜間	深夜	備考
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00	
	○	○	○	○	

※時間帯により料金が異なります。

4. 職員の体制

当事業所では、指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名	0名	従事者の管理、業務の管理	1名
サービス提供責任者		2名	0名	利用申込の調整、訪問介護員等への技術指導、居宅介護計画書の作成	2名
事務職員		1名	0名	事業所の運営に必要な事務	1名
訪問介護従事者		4名	2名	訪問介護サービスの提供	6名
従事者	介護福祉士	4名	0名		4名
	介護職員基礎研修修了者等	0名	2名		2名

5. サービス内容

身体介護	食事の介護、排泄の介護、衣類着脱の介護、入浴の介護、身体清拭、洗髪、通院等の介助、その他
生活援助	調理、衣類の洗濯、補修、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他
その他	その他必要な相談・助言、住宅改良に関する事、その他必要なこと（要介護・要支援認定更新申請に対する必要な援助）

6. 利用料金

(1) サービス利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、次の料金となります。サービス利用料のうち、1割もしくは2割負担、3割負担となります。

（※負担割合については、保険者が発行する「介護保険負担割合証」をご確認ください。）
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客さまの負担となります。

【要介護の認定を受けた方】

内 容		サービス費用	利用者 負担 1 割	利用者 負担 2 割	利用者 負担 3 割
身体介護	20 分未満	1,630 円	163 円	326 円	489 円
	20 分以上 30 分未満	2,440 円	244 円	488 円	732 円
	30 分以上 1 時間未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	1 時間以上	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
	1 時間以上 30 分増しごと	820 円加算	82 円	164 円	246 円
生活援助	20 分以上 45 分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	45 分以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円
身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間 20 分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったとき					
身体介護 生活援助	20 分以上 45 分未満	650 円を加算	65 円	130 円	195 円
	45 分以上 1 時間 10 分未満	1,300 円を加算	130 円	260 円	390 円
	1 時間 10 分以上	1,950 円を加算	195 円	390 円	585 円
加算	初回加算	2,000 円/月	200 円	400 円	600 円
	介護職員処遇改善加算 I	介護報酬額 137/1000 (小数点以下四捨五入)			
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護報酬額 24/1000 (小数点以下四捨五入)			
	特定事業所加算 II	介護報酬額 10/100 (小数点以下四捨五入)			
	特別地域加算	介護報酬額 15/100 (小数点以下四捨五入)			

※基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 : 00）、夜間（午後 6 : 00～午後 10 : 00）帯は上記料金の 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）帯は同 50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客さまの居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつお客さまの同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。（※厚生労働大臣が省令で定める基準）

※通常の実施地域を越えて訪問した場合は、上記の料金の 5%増しになります。

※居宅サービス計画（ケアプラン）に計画されていない訪問を緊急に行った場合は、1 回につき 100 円の加算となります。

【訪問介護相当サービスをご利用の方】

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービスⅠ (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービスⅠ 日割 (1日につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	390円	39円	78円	117円
訪問型独自サービスⅡ (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービスⅡ 日割 (1日につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	770円	77円	154円	231円
訪問型独自サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円
訪問型独自サービスⅢ 日割 (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	1,230円	123円	246円	369円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	内 容	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
	介護職員処遇改善加算Ⅰ※	所定単位数の137/1000			
	介護職員等ベースアップ等支援加算※	所定単位数の24/1000			
	特別地域加算	所定単位数の15/100			
	初回加算	2,000円	200円	400円	600円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
サービス提供責任者 体制の減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供 責任者を配置している場合	上記基本部分の70%

【訪問介護サービスAをご利用の方】

※以下の料金は、**処遇改善加算（I）**を適用した場合の金額を表示しております

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自サービス I/2 (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	9,550円	955円	1,910円	2,865円
訪問型独自サービス I/2日割 (1日につき)	週1回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	320円	32円	64円	96円
訪問型独自サービス II/2 (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	19,070円	1,907円	3,814円	5,721円
訪問型独自サービス II/2日割 (1日につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	640円	64円	128円	192円
訪問型独自サービス III/2 (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	28,610円	2,861円	5,722円	8,583円
訪問型独自サービス III/2日割 (1日につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	960円	96円	192円	288円
訪問型独自サービス IV/2 (1回につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2) 1月の中で4回まで	2,180円	218円	436円	654円
訪問型独自サービス V/2 (1回につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2) 1月の中で5回から8回まで	1,360円	136円	272円	408円
訪問型独自サービス VI/2 (1回につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2) 1月の中で9回から12回まで	1,710円	171円	342円	513円

上記の基本利用料は、平戸市が定める金額です。なお金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類		加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
	介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の 137/1000 を加算			
	特別地域加算	所定単位数の 15/100 を加算			
	初回加算	2,000円	200円	400円	600円

(2) 交通費

通常の事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域へのサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費（通常の実施地域外分）の実費を頂戴します。

距離（片道）	実費額
5 km未満	200 円
5 km以上～10 km未満	400 円
10 km以上～15 km未満	600 円

以後、5 kmを増すごとに 200 円の加算とし、有料道路を使用しないといけない場合は、別途通行料を加算させていただきます。

(3) その他

- ①お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客さまのご負担になります。
- ②料金のお支払方法は、毎月中旬までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、現金支払、口座自動引落、銀行振込の 3 通りの中からご契約の際にお選び下さい。

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。本会職員がお伺いします。

サービスの提供依頼を受けた後、契約を結び訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客さまのご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申しつけください。

②本会の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客さまが介護保険施設に入所等した場合
- ・要介護認定区分が介護保険の要支援又は非該当と認定された場合
(地域包括支援センター（介護予防支援事業者）への紹介を行います。)
- ・お客さまが亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④その他

- ・本会が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまやご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または本会が破産した場合、お客さまは文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。
- ・お客さまが、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 30 日以内に支払わない場合、またはお客さまやご家族の方などが本会や本会のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

8. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、以下の手順に従い主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

【緊急時の手順】

緊急事態発生 ⇒ 利用者の安全確認並びに管理者又は事業所へ報告 ⇒ 必要な場合は「主治医並びに救急隊及び家族へ連絡」 ⇒ 搬送する場合は、救急隊への協力 ⇒ 以後の状況を確認 ⇒ 行政への報告 ⇒ 対策会議の開催等

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

- ① サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。
- ② 利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ① サービスは、「訪問介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ② サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

1 1. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞

電話 0 9 5 0 - 2 2 - 2 2 2 3 主任 山内 厚代

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

○苦情解決責任者 事務局長 濱崎 隆広

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

	氏 名	連 絡 先
第三者委員	山口 龍一郎	※連絡先につきましては、 本会までお問合せください。
	船原 正司	

○提供するサービスの第三者評価の実施状況

【実施済みの場合】 実施年月日 ()

実施評価機関名の名称 ()

評価結果の開示状況 ()

【未実施の場合】 (未実施)

(3) 行政機関その他苦情受付機関

平戸市長寿介護課	所在地 平戸市岩の上町1508番地3 電 話 0950-22-4111
長崎県国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8番地2 電 話 095-826-1599 (専用電話)
長崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 長崎市茂里町3番24号 電 話 095-842-6410 (専用電話)

1 2. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者 職・氏名 : 職 事務局長 濱崎 隆広

(2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。